

(令和6年度補正分) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名	京都府笠置町
本事業の担当部局名	保健福祉課

事業メニュー	結婚新生活支援事業				
区分	都道府県主導型市町村連携コース				
関連事業メニュー	4.2 結婚新生活支援事業(都道府県主導型市町村連携コース)				
個別事業名	笠置町新婚世帯住宅支援事業			新規／継続 (一般財源での実施も含む)	継続
実施期間	令和7年4月1日	～	令和8年3月31日	事業開始年度	令和3年度
総事業費(A)(円)	600,000	寄付金その他の収入予定額(B)(円)	0	差引額(A-B)(円)	600,000
対象経費支出予定額(円) ※補助率を乗じる前の額	600,000				
費用内訳(円)	個別事業の内容のとおり				
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け	<自治体における少子化対策の全体像>※全事業共通 若者の近郊都市への流出が顕著であることから、結婚から子育て期まで切れ目のない支援を行うことによって、若年層の流出に歯止めをかけ、人口減少を食い止め、地域コミュニティの維持を図る。 <本個別事業の位置付け> 笠置町子ども・子育て支援事業計画では「子どもは宝、地域全体で応援していくために」を基本理念として、各種の子育て事業を位置付けており、次期総合計画、総合戦略においても子育て支援施策を位置付け、事業を展開していく。				

1. 概要

【対象費用】

☐ 住宅取得費用

☐ 住宅リフォーム費用

☐ 住宅賃借費用

☐ 引越費用

【補助対象要件】 原則として国基準とし、自治体独自基準による場合は当該欄に記載

所得要件	国基準	夫婦の合計所得が500万円未満
	自治体独自基準	
年齢要件	国基準	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯
	自治体独自基準	夫婦の一方の婚姻日における年齢が39歳以下の世帯 ※要件緩和分は町単費で実施

【補助上限額】 原則として国基準とし、自治体独自基準による場合は当該欄に記載

29歳以下の場合	国基準	各費用に係る合計が60万円
	自治体独自基準	各費用に係る合計が30万円
39歳以下の場合	国基準	各費用に係る合計が30万円
	自治体独自基準	

【その他独自要件】

夫婦の合計所得が400万円以上500万円未満の、夫婦双方または一方が39歳以下の世帯は、補助上限額を18万円とする。

2. 申請見込

①新規世帯見込

2	世帯
上記のうち	
ともに29歳以下	1 世帯
その他	1 世帯

②継続補助世帯見込

(継続補助規定の有無)

0	世帯
無	

【世帯数積算根拠】

新婚世帯に対する住宅取得費用に係る補助の問い合わせがあったため

(参考)

【令和6年度申請状況】

実施中

申請世帯数見込	1	世帯
～12月(実績)	0	世帯
1月～3月(見込)	1	世帯

【金額積算根拠】

<上限額>

(29歳以下)	1	世帯	×	600,000	円	=	600,000	円
(その他)	1	世帯	×	300,000	円	=	300,000	円
				(継続補助)			0	円
				合計			900,000	円

<左記の上限額の合計を使用しない場合の積算>

(29歳以下)	1世帯	×	300,000円	=	300,000円
(その他)	1世帯	×	300,000円	=	300,000円

3. 広報の実施予定

町HP等で広報予定

少子化対策全体の重要 業績評価指標(KPI)及び 定量的成果目標 ※全事業共通	KPI項目		単位	目標値(時点)	現状値(時点)
	出生数		人	4 (R8)	0 (R6)
	子育て世帯の転入数		世帯	1 (R8)	1 (R6)
参考指標 ※全事業共通	項目		単位	直近の実績値(時点)	
	合計特殊出生率			1.15	
	婚姻件数		件	16	
	婚姻率			14.9	
個別事業の重要業績評 価指標(KPI)及び定量的 成果目標	KPI項目		単位	目標値(時点)	現状値(時点)
	番号	項目			
	(アウトプット)				
	①	支給世帯実績／支給見込世帯数の割合	%	100	0
	(アウトカム)				
	①	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	50	0
	②	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に 応援されていると感じた世帯の割合」	%	50	0